

Title	同和対策関連施設廃止後の被差別部落における隣保事業を中心としたまちづくり
Author(s)	矢野, 淳士
Citation	大阪大学, 2023, 博士論文
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/91947
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

論文内容の要旨

氏名 (矢野 淳士)

論文題名

同和対策関連施設廃止後の被差別部落における隣保事業を中心としたまちづくり

論文内容の要旨

大阪市内の被差別部落12地区では、各地区の人権文化センター（隣保館）、青少年会館、老人福祉センターの3館が2010年4月に統合され、3館の機能を集約した施設として、市民交流センターが市内で10館運営されてきた。しかし、2016年3月には市民交流センターも全館が閉館し、地域住民の福祉向上や交流促進を意図した隣保事業の拠点となる施設が失われ、高齢化や貧困化等の地域特性に起因する多様な地域課題を解決するためには、各地区の自助努力が求められている。このような状況に対応し、市内の各地区では、地域組織が自力で様々なタイプの地域拠点を創出し、そこで隣保事業を展開することで隣保館等が担ってきた機能を代替するという、地域課題の解決に向けた自立的なまちづくりが進められている。これらは歴史的に地域課題が先鋭化していたために隣保事業を展開してきた被差別部落において、隣保館等の施設廃止を契機として始まった真の自立に向けたまちづくりといえ、今後の隣保館廃止後の被差別部落のまちづくりのモデルになりうると考えられる。

そこで、本研究では、各地区の地域組織が自力で地域拠点を創出し、隣保事業を展開することで地域課題の解決を図るという自立的なまちづくりの成果と課題を明らかにすることを目的として、大阪市内12地区を対象に事例分析を行った。

まず、序章において研究の背景・目的・方法・構成を述べた上で、第1章では、12地区を対象とした文献調査と地域関係者へのインタビュー調査を基に、各地区の地域組織が既存施設活用型、民設民営施設建設型、福祉施設併設型、市営住宅住戸改修型の4つの方法で地域拠点を創出し、そこで隣保館機能の提供を試みていることを明らかにした。なかでも、G・H・I・J地区では、地域組織が設置した民設民営の隣保館・コミュニティ施設が一括して相談・交流・福祉等の多様な機能を提供しており、その点で他地区よりも隣保館機能がよく継承されていることが示された。

第2章では、前述の隣保館機能の継承に成功している4地区のうち、地域組織が自力で民設民営の隣保館を設置しているG地区とJ地区を対象に、文献調査と隣保館運営団体職員へのインタビュー調査を基に事例分析を行い、民設民営の隣保館における隣保事業を中心としたまちづくりの現状と課題を探った。その結果、G・J両地区の民設民営隣保館では、旧市民交流センターで実施されていた事業の大部分が引き継がれているとともに、新たな地域課題やニーズに対応した就労支援・居住支援・物品支援等の事業が展開されており、地域課題解決にかかわる住民・地域組織・関係機関のハブ拠点となっていることが明らかとなった。一方、隣保館の運営に関しては、運営資金や職員体制の面で課題があり、それぞれの隣保館において、持続可能な運営体制の構築に向けた創意工夫が行われているが、いずれも安定的な運営にまでは至っていないことも明らかとなった。

第3章では、前述の4地区のうち、市営住宅空き住戸の活用、民設民営のコミュニティ施設の建設、元公民館の住民参加型リノベーション等、地域拠点の創出過程において他地区にはないユニークさを有する浅香地区（H地区）を取り上げ、事例分析を行った。まず、参与観察からは、地域組織が多様な方法で創出した複数の地域拠点において、隣保館機能の継承・発展を試みており、相談機能が強化される等、隣保事業を中心としたまちづくりの進展が明らかとなった。しかし、地区住民を対象に実施されたアンケート調査の結果分析からは、生活上の多様な困りごとを抱えた住民が多い一方で、隣保事業を地域における「支え合いの仕組み」として認識しているのは一部の住民に限られることが明らかとなった。その一つの要因としては、現行の隣保事業の中で、住民は支援対象となっているケースが多いことが考えられる。このことから、今後は既存事業や新たな課題やニーズに対応した事業を立ち上げる中で、住民が支援の「受け手」だけでなく、「担い手」となることで、「支え合いの仕組み」に参画できるまちづくりを推進することの重要性が示唆された。

最後に、終章では、第1～3章の事例分析で得られた知見をまとめるとともに、「ニッポン一億総活躍プラン」（2016年6月閣議決定）で提案された「地域共生社会の実現」を念頭に、本研究で明らかにした隣保館廃止後の被差別部落における隣保事業を中心としたまちづくりが地域共生社会の実現に寄与し得る方策について述べた。

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏 名 (矢 野 淳 士)	
	(職) 氏 名
論文審査担当者	主 査 教授 澤 木 昌 典 副 査 教授 矢 吹 信 喜 副 査 准教授 福 田 知 弘
論文審査の結果の要旨	
<p>同和对策事業特別措置法の 2002 年の失効以降、戦前から各地で隣保館を設置し隣保事業を実施することで展開されてきた同和对策地区（被差別部落）などでのまちづくりは変革を求められてきた。中でも、大阪市内の 12 地区では、各地区の人権文化センター（隣保館）・青少年会館・老人福祉センターが 2010 年に市民交流センターに統合された後、2016 年にはその全 10 館が閉館され、高齢化や貧困化等に起因する多様な地域課題の解決には各地区の自助努力が求められてきた。本研究は、このような状況下で、地域組織が自力で様々なタイプの地域拠点を創出し隣保事業を展開することで、旧隣保館等が担ってきた機能を代替する自立的なまちづくりを進めている地区を対象に、今後の被差別部落のまちづくりのモデルを求めて、市民交流センター閉館後のまちづくりの成果と課題について、一部は参与観察にも基づいて論じたものであり、得られた結果を要約すると、以下のとおりである。</p> <p>(1) 大阪市内 12 地区を対象とした文献調査と地域関係者へのインタビュー調査を基に、地域組織が①既存施設活用型、②民設民営施設建設型、③福祉施設併設型、④市営住宅住戸改修型の 4 つの方法で地域拠点を創出して旧隣保館機能の提供を試みていることを明らかにし、②民設民営施設建設型の 4 地区では施設で相談・交流・福祉等の多様な機能を提供して旧隣保館機能をよく継承していることを示している。</p> <p>(2) 地域組織が自力で民設民営の隣保館を設置している 2 地区を対象に、文献調査と隣保館運営団体職員へのインタビュー調査を基に事例分析を行い、旧隣保館機能の継承に加え、就労支援・居住支援・物品支援等の事業の新規展開による住民・地域組織・関係機関のハブ拠点としての役割と、その一方での運営資金や職員体制面での運営上の課題を明らかにしている。</p> <p>(3) 参与観察に基づく浅香地区の事例分析を通じて、地域組織が多様な方法で創出した複数の地域拠点において、相談機能の強化等の隣保事業を中心としたまちづくりが進展していることを明らかにした上で、隣保事業を地域における「支え合いの仕組み」として認識しているのは一部の住民に限定されている現状から、住民が支援の受け手だけでなく担い手となることの重要性を示唆している。</p> <p>(4) 以上の知見をもとに、隣保館廃止後の被差別部落における隣保事業を中心としたまちづくりが地域共生社会の実現に寄与し得る方策を提示している。</p> <p>以上のように、本論文は環境エネルギー工学の発展に寄与すること大である。 よって本論文は博士論文として価値あるものと認める</p>	